

AGF 廃液輸送管撤去に係る JMTR 核燃料物質使用変更許可申請

令和 4 年 12 月 9 日

日本原子力研究開発機構

大洗研究所 燃料材料開発部

1. 概要

令和 4 年 6 月 16 日に許可を受けた大洗研究所（南地区）核燃料物質使用変更許可申請書（以下、「AGF の使用許可」という。）にて、照射燃料試験施設（AGF）で使用が終了した廃液輸送管についての記載削除を行った。廃液輸送管は AGF から JMTR のタンクヤードへ敷設されており、大洗研究所（北地区）の核燃料物質使用変更許可申請書（以下、「JMTR の使用許可」という。）内にも記載がある。今後廃液輸送管の撤去を実施するにあたり、JMTR の使用許可の変更申請を検討している。

2. 使用変更許可申請の経緯について

AGF の使用許可取得後、令和 4 年度に廃液輸送管の系統切離し及び閉止処置を行い、令和 4 年度中に使用前確認を受け、その後令和 5 年度中に解体・撤去を行う予定であった。

令和 4 年 10 月 3 日に行われた「日本原子力研究開発機構大洗研究所の使用施設等の使用前確認に関する面談」にて、「使用前検査を要する撤去対象設備については、各種接続系統切り離し及び閉止措置～解体・撤去迄の一連の工事が完了した後に、使用前確認を受けることについて計画すること。」とのコメントを受け、作業工程の見直しを行った。

当初、AGF の使用許可の範囲内で解体・撤去作業を想定していたため、AGF 敷地内に敷設されている廃液輸送管（上流側）を先行して撤去し、JMTR 側の撤去作業については別途計画する予定であったが、面談でのコメント趣旨を踏まえ、廃液輸送管の全範囲について一連の工事で解体・撤去を行うこととした。

JMTR 敷地内の燃料試験課所掌の廃液輸送管の解体・撤去作業を行うにあたり、JMTR の使用許可の変更申請を行う。

3. 使用変更許可申請について

JMTR の使用許可の記載事項のうち、「図 9.2-1 JMTR 液体廃棄物排水系概略図」から、AGF からの廃液受け入れ状態に関する記載を削除し、閉止板の取付状態へ記載を変更する。（詳細は JMTR から別途説明。）

以上